減価償却引当特定資産の繰入による支出	△	13,017
大学改革支援・学位授与機構への納付による支出		—
定期預金等預入による支出	△	172,775
定期預金等払戻による収入		172,745
投資有価証券の取得による支出	△	293,490
投資有価証券の償還による収入		189,766
資産除去債務の履行による支出		—
小計	△	1,765,438
利息の受取額		31,179
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	1,734,259
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△	29,500
リース債務の返済による支出	△	221,567
小計	△	251,067
利息の支払額	△	13,953
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	265,021
Ⅳ　資金減少額	△	592,105
Ⅴ　資金期首残高		5,613,926
Ⅵ　資金期末残高		5,021,821

利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			606,835,805
当期総利益		606,835,805	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		—	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究環境整備基金積立金	606,835,805	606,835,805	606,835,805

注　記　事　項

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省日本公認会計士協会令和６年６月13日最終改訂）（以下、「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「ミッション実現加速化経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

また、業務の達成度を客観的に把握できる事業のうち、学長の了承を得た事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数は、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

ただし、受託研究等収入により購入し、当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。

建物	６～50年
構築物	８～60年
機械装置	５～11年
船舶	５～８年
車両運搬具	３～７年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌事業年度以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

⑵　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

５．収益及び費用の計上基準

⑴　検定試験等のサービスに係る収益

検定試験等のサービスに係る収益は、主に受験生から支出された検定料であり、当法人は受験生に対して検定試験等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、検定試験等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。